

サステナブルファッション及び衣類回収をめぐる状況について

伊藤久雄（NPO法人まちぽっとスタッフ）

環境省が自治体による衣類回収の拡大に向け、2026年度内の指針策定を予定している。2026年7月21日には「自治体向け衣類回収ガイドラインに関する検討会」の第1回会合が開催され、次の資料が示された。

- サステナブルファッション及び衣類回収を巡る状況について
- 「自治体向け衣類回収ガイドライン（仮称）」骨子案について
- 自治体向け衣類回収ガイドライン（仮称）の策定に向けた調査方針について

環境省はファッション産業をめぐる状況について、以下のように解説する。

『ファッション産業は、大量生産・大量消費、大量廃棄により、製造にかかる資源やエネルギー使用の増加、ライフサイクルの短命化などから環境負荷が非常に大きい産業と指摘されるようになり、国際的な課題となっている。そして、衣服の生産から着用、廃棄に至るまで環境負荷を考慮したサステナブル(持続可能)なファッションへの取り組みは、近年急速に広がっている。衣類の多くを海外に依存する日本においては、その環境負荷が見えにくいのが現状。また、使用後に手放された衣類は十分に活用されているとはいえない。そこで、環境省は2020年度より日本で消費される衣服と環境負荷に関する調査を実施。私たちの衣服の背景をしっかりと見つめることから、生活者として、企業として、どのようにして改善できるかを考えていく』。

衣類は、可燃ごみとして出せば焼却処理されやすい一方、状態や素材に応じてリユース、ウエス（主に工場や整備現場で使用される、油や汚れを拭き取るための業務用布のこと）、反毛（不要になった衣類や布地を再び綿状に戻し、繊維として再利用するリサイクル技術）、再生ポリエステルなどに回せる資源でもある。問題は、住民にとって分別ルールが分かりにくく、自治体ごとに対象品目や回収拠点が異なることである。そこで本稿では、サステナブルファッション及び衣類回収めぐる状況について、環境省の資料からその一部を紹介したい（転出された資料は膨大であるので、全文は参考素量と示した。関心のある方は全文を読んで欲しい）。

また、東京都の現状についても東京都などの資料から見ておきたいと思う。

1. サステナブルファッションに関する環境省の取組状況

- 衣類の循環の現状（マテリアルフロー）
 - ・ 環境省では2020年度より衣類のマテリアルフローを作成。2025年度は、衣類の国内新規供給量は計82万トンに対し、約6割に相当する計50万トン（うち、家庭から46万トン）が手放され、焼却等により処理されていると推計。

- 家庭から廃棄される衣類の量の削減目標
 - ・ 2024 年 6 月の産業構造審議会 製造産業分科会 繊維産業小委員会の中間とりまとめにおいて示された「繊維製品における資源循環ロードマップ」及び第 5 次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）において、2030 年度をターゲットイヤーとし、「家庭から廃棄される衣類の量を 2020 年度比で 25%削減」することが、目標として掲げられた。
- サステナブルファッションの推進に向けたアクションプランの策定
 - ・ 令和 8 年 3 月、家庭から廃棄される衣類の削減目標の達成に向けた具体的な取組として、「サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン」（以降、アクションプラン）を策定。本アクションプランを通じて、経済産業省、消費者庁等の関係省庁と連携して効果的な施策を実行し、具体的な取組を促進する。
- その他の取組の予定（令和 8 年度）
 - ・ アクションプランに位置付けられた国のアクションは、経済産業省、消費者庁等の関係省庁とも連携しながら、今年度以降に順次整理・実施していく予定である。

方向性	国のアクション	令和 8 年度の主な取組状況
① 全国どこでも分けて出せる	▶ 1-1. 行政回収による衣類資源の質・量の向上 ✓ 効果的な回収を実現できている事例のポイント整理など、行政回収の実践的なガイドラインの策定 ✓ 行政回収にかかるコスト低減に向けた支援 ▶ 1-2. 民間回収の全国展開、マッピング等による回収拠点の見える化 ✓ 民間回収拠点増加により「衣類は資源」と実感する機会の創出・拡大、行政回収空白地域の穴埋め ✓ 回収を身近に感じるためのマッピングによる全国の衣類回収拠点見える化促進 ▶ 1-3. 再資源化量増加に向けたプロジェクト等の支援、新たな再資源化手法に関する調査・検討等 ✓ 繊維to繊維リサイクル事業や関連研究・調査の推進	✓ 本検討会を通じて、「自治体向け衣類回収ガイドライン（仮称）」を策定予定 ✓ モデル実証事業による事例創出（継続して支援） ✓ 全国の衣類回収拠点見える化に向けた検討 ✓ 環境省にて令和 8 年度環境研究総合推進費を実施 ✓ 繊維to繊維の資源循環構築の実現に向けた研究開発・実証（経済産業省、バイオものづくり革命推進事業）
② 使えるものは譲る	▶ 2. リユース等の促進に関するロードマップを踏まえた施策の推進 ✓ 別途策定する「リユース等の促進に関するロードマップ」に基づき、他の使用済製品と合わせて施策を推進	✓ リユースの推進を高めるための官民連携キャンペーンの実施 ✓ 「優良事業者ガイドライン（仮称）」の作成検討 ✓ リユース品等の海外での取り扱いに関する調査
③ 使えるものは長く使う	▶ 3. 衣類を長く大切に使う機運の醸成、生活者の行動変容の促進 ✓ 若年層を対象とした、サステナブルファッションに関心の高い繊維・アパレル関係企業、業界団体及び各種 ✓ イベント（例：2027 年国際園芸博覧会）等と連携したサステナブルファッションキャンペーンの実施	✓ 「サステナブルファッション・キャンペーン」を新たに立ち上げ、SNS等を活用し、プロモーションを図る。 ✓ 官民連携で一体的に推進するために使用するロゴマーク及びキャッチコピー、企業・団体・学校・自治体等のサステナブルファッション・パートナーを募集。
④ 長く使えて資源を循環しやすく作る	▶ 4. 環境配慮製品の販売促進、需要創出に関する環境整備 ✓ 環境配慮設計ガイドラインの普及啓発、グリーン購入法による公共調達推進を契機とした需要喚起、脱炭素製品等の定義や表示の在り方の検討	✓ 脱炭素製品等の需要喚起に向けた制度の骨格の検討（環境省、令和 8 年度脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会） ✓ 情報流通プラットフォームの開発（経済産業省、予算事業）
全般に係るアクション	✓ KPI達成度に関するフォローアップ、国際動向の注視、各種取組に関する調査検討、人材の育成と活用	✓ G7各国を中心とした国際動向の調査

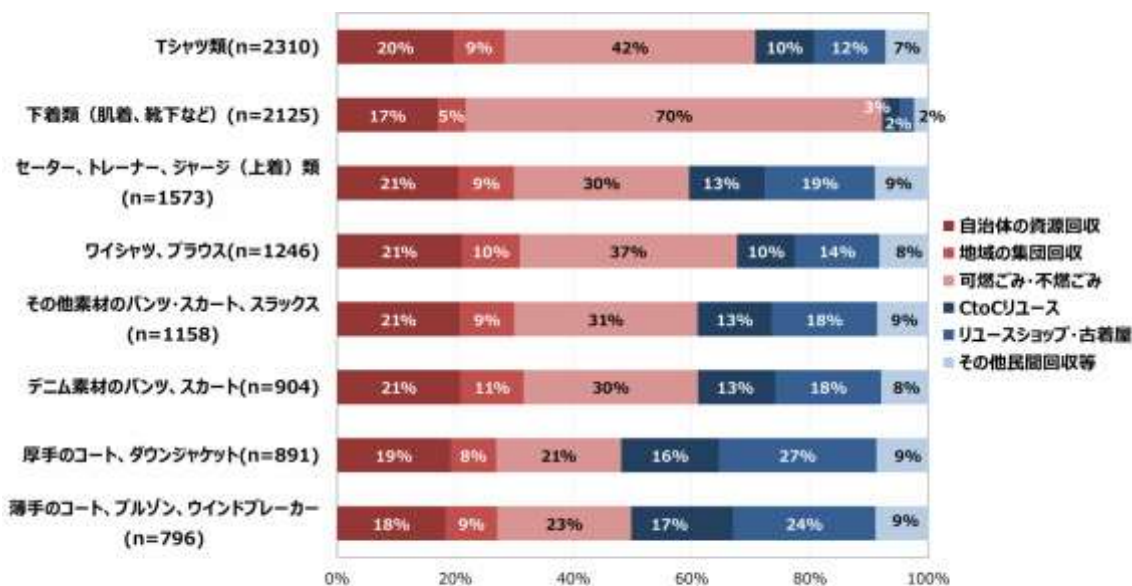
※ 各施策については経済産業省、消費者庁等の関係省庁とも連携して実施する。
 ※ これらは現状、優先すべき事項について整理したものであり、他にも効果的である取組について、順次整理・実施していく。
 ※ 本アクションプランは、フォローアップ結果等を通じて、適切なタイミングで見直ししていく。

2. 自治体等による衣類回収に関する現状

- 生活者の衣類の排出に対する意識
 - ・ 循環型ファッションの推進においては、生活者は衣類を大切に使用し、排出する場合にはその状態に応じて資源循環に資する適切な排出方法を選択することが求められる。

生活者へのアンケート調査の結果、衣服は「可燃ごみ・不燃ごみとして廃棄」される割合が高く、資源としての回収への協力や、自主的なリユースの取組の実施の割合は低い水準にある。

衣服の種類別 最も利用頻度の高い手放した方法



(注) 2025年1月～12月の1年間で手放した服について、服の種類別に、最も利用頻度が高い手放した方法を調査。15種類の衣服のうち、回答数の多かった8種類を集計。
(注) CtoCリユースは、「親類・友人などに譲渡」「バザーに寄付」「フリーマーケット(オフライン)」「フリーマーケット(オンライン)」「ネットオークション」を含む。
(注) その他民間回収等は、「下取り」「小売店等の回収ボックス」「回収ボックス以外の店頭回収」「海外に寄付」を含む。
(出所) 環境省「令和7年度循環型ファッションの推進方策に関する調査業務 報告書」

(補注) CtoC 親類や友人への譲渡、バザー、フリーマーケット(オフライン)、フリマアプリ、ネットオークションを指す。

○ 生活者の衣類のストックに関する現状

- 生活者の衣類のストック(所有量、使用量、退蔵量)の状況は、衣類の排出状況と密接に関係する。
- 家庭に投入された衣類(中古品として入手されたものを除く)を対象としたストック調査を実施したところ、2023年において所有する新品衣類の約45%が退蔵していると推計され、リユース・リサイクルのポテンシャルがあること等が明らかになった。
- また、家庭から可燃ごみ・不燃ごみとして廃棄される衣類のうち、ひどい汚れ・損傷ではない理由で廃棄されている衣類にリユースポテンシャルがあると仮定した場合、約93千tにリユースポテンシャルがあると推計され、生活者の意識変容によってリユースが促進されることが期待される。

○ 自治体・事業者等による衣類回収の類型

- 衣類の回収方法は、自治体が実施する「行政回収」、PTAや自治会等の地域コミュニティが実施する「集団回収」、アパレル企業やリユースを目的とする事業者が実施する「民間回収」の3種類に大別される。
- それぞれの回収方法は、実施主体だけでなく、回収頻度や衣類を排出できるタイミング・場所、排出可能な衣類の種類等の特徴に差異があり、生活者にとっての利用のし

やすさや、集まる衣類の性質が異なる。

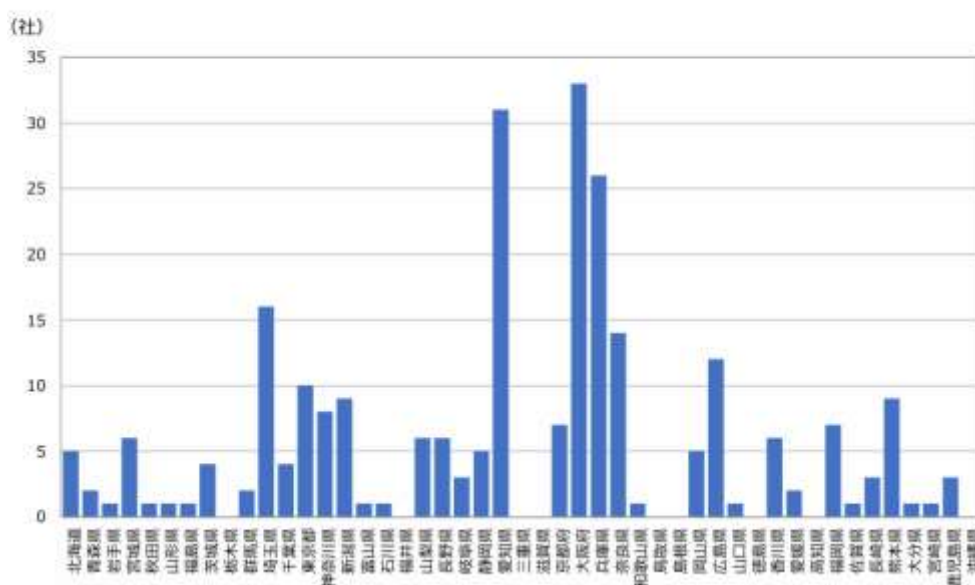
○ 使用済衣類の選別、再利用、再生利用等の現状

- ・ 衣類が回収された後、「分別・繊維再生」の段階に至るまでには、排出者である生活者、衣類回収を担う自治体・事業者等に加え、選別・リユース・リサイクルを担う故繊維事業者等、再生品（中古衣料品・ウエス・反毛等）を買い取る事業者など、多くのプロセス・ステークホルダーが存在する。
- ・ 循環型ファッションの推進においては、資源循環の入口となる回収量の増加・効率化に加え、適切な再資源化の実施、および再生品（再生繊維等）を活用する受け皿の確保について、両輪で検討することが重要と考えられる。
- ・ 故繊維事業者による選別後の処理割合は、事業収益性の観点から、中古衣料としての活用が最も多く（約5割）、約1～2割がリユース・リサイクルされずに焼却・サーマルリカバリーに回されている。

○ 故繊維事業者の地域偏在の傾向

- ・ 行政回収は回収した故衣料品の引受先があることで成り立っており、近隣に故繊維事業者等の事業者が存在しない自治体は回収が難しいが、実際には事業者の立地に地域偏在がある傾向が指摘されている。
- ・ 都道府県別の布類の資源化の状況を確認すると、例えば北海道・東北・北陸等の地域は、人口当たりの資源化量が相対的に少ない傾向にあり、故繊維事業者の立地の傾向と照らし合わせて、偏在状況が概ね一致することが確認される。
- ・ 故繊維事業者への聞き取りの結果、事業者が回収を行う地理的範囲は採算性を考慮して検討されている例が多く、遠方であるほど輸送コストが高く、対応が困難となる。

故繊維事業者の立地の傾向



(出所) 事業者は、①各自治体が「廃棄物再生事業者登録制度」に基づいて登録・公表している事業者の名簿、②業界団体の会員名簿、③令和5年度に実施した事業者アンケートの回答企業(101社)を基に整理した結果であり、網羅的でない点には留意が必要である。

○ 行政回収・集団回収による布類の資源化量の推移

- ・ 2024年度の行政回収による資源化量は11.6万トン(直接資源化量と中間処理後再生利用量の合算)、集団回収による資源化量は5.2万トンであり、合計で16.9万トン。
- ・ 資源化量の合計は、2019年度をピークに減少傾向にあり、特に集団回収量は2020年度に回収量が落ち込み、2024年度時点においても回収量の水準が下がったままとなっている。
- ・ 資源化量(特に集団回収量)の減少傾向は、国民1人あたりの量の推移でも同様の傾向である。

※集団回収量の減少要因は、コロナ禍による回収の中止、高齢化による担い手不足等が考えられる。

○ 行政回収・集団回収を実施する自治体数の推移

- ・ 2024年度までに、集団回収を実施している自治体数は減少傾向にある。特に2019年から2020年にかけて大きな減少が見られ、コロナ禍による集団回収の中止の影響が大きいものと推察される。
- ・ 行政回収を実施している自治体数は微増傾向にあるが、集団回収の減少傾向の影響を受け、回収を実施する自治体数の合計(行政回収・集団回収のいずれかを実施する自治体)は微減傾向にある。

○ 行政回収の実施状況(実施自治体数・割合)

- ・ 2024年度において、全国1,741市区町村のうち、行政回収を全地域で行っているのは959市区町村(55.1%)、一部地域で行っているのは41市区町村(2.4%)。収集を行っていないのは741市区町村(42.6%)である。
- ・ 人口規模別でみると、人口規模が大きい市区町村ほど、行政回収の実施割合が高くなっている。
- ・ 人口規模の小さい市区町村では、資源回収に要する人手等に限られる中で、プラスチック等の他の品目が優先され、衣類回収に手が回っていない等の要因が考えられる。

○ 行政回収の実施状況(実施方法・実施頻度)

- ・ 2024年度において、行政回収を実施している1,000市区町村のうち、ステーション方式が689市区町村、各戸収集方式が51市区町村、ステーション方式と各戸収集方式の併用が59市区町村、その他が201市区町村となっている。
- ・ 行政回収の実施頻度については、月に1回～4回の割合が多いが、実施方法によって傾向が異なる。
- ・ 「布類の1人当たりの資源化量」を基に比較すると、実施方法別では各戸収集方式、実施頻度別では月に1回以上の収集頻度での資源化量が多い傾向にある。

- ・ 「各戸収集方式」は生活者目線で排出がしやすく、また一般廃棄物処理の有料化とあわせて導入されることが多いため、分別排出のインセンティブが生まれている可能性が考えられる。（一方、コスト・運用面の負担が増加するため、留意が必要。）
- ・ 回収が月1回未満の場合、自宅に保管ができず、燃えるごみ等に回ってしまっていると考えられる。
- 集団回収の実施状況（実施自治体数・割合）
 - ・ 2024年度において、全国1,741市区町村のうち、集団回収の実施が確認※できたのは528市区町村。
 - ※「一般廃棄物処理実態調査」において、布類の集団回収量が0より大きい市区町村を集計。
 - ・ 人口規模別でみると、行政回収と同様、人口規模が大きいほど市区町村での集団回収の実施割合が高くなっている。ただし、行政回収よりも人口規模別での実施状況には差があり、人口が1万人未満の市区町村では約95%で集団回収は実施されていない。
 - ・ 集団回収は、効率性や担い手の観点から、人口規模が一定以上の地域において有効となる回収方法であることが示唆される。
- 行政回収・集団回収の実施状況の詳細
 - ・ 2024年度において、全国1,741市区町村のうち、行政回収・集団回収のいずれも行っているのは355市区町村（20.4%）、行政回収のみ行っているのは645市区町村（37.0%）、集団回収のみ行っているのは173市区町村（9.9%）、いずれも行っていないのは568市区町村（32.6%）である。
 - ・ 人口規模別でみると、20万人以上の市区町村は行政回収・集団回収のいずれも実施していない割合は5%未満。一方で、5万人以上～20万人未満では15.0%、1万人以上～1万人未満では30.1%と、人口規模が小さいほど回収を実施していない割合が高くなっている。
- 行政回収による回収品目の設定状況
 - ・ 自治体による回収品目の設定は様々であり、過年度の自治体ヒアリングでは、「具体的な品目のみを示す、具体的な品目を示しつつ「衣類全般」の回収を示す、品目の例示は無く「衣類全般」の回収を示す事例等が確認されている。
 - ・ 日本古着リサイクル輸出組合は、個別品目の詳細は受入業者への確認が必要であるとしつつ、回収できる判断基準の目安として「タンスにしまえる状態に」としている。
- 行政回収における課題・解決方策の例
 - ・ 行政回収における課題は「回収の実施体制の課題」「回収の”量”に関する課題」「回収の”質”に関する課題」に大別され、環境省調査を通じて以下のような課題が確認されている。「自治体向け衣類回収ガイドライン（仮称）」の策定を通じて、「解決方策の例」に示す方向性を後押しすることを想定する。
- 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（専ら物）に関する判断について

- ・ 使用済み衣類が一般廃棄物に該当する場合、一般廃棄物の収集・運搬を業として行う者は、廃棄物処理法に基づき、市町村長の許可を受けなければならないが、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（いわゆる「専ら物」）のみの収集又は運搬を業として行う者はこの限りではない、とされている。
 - ・ 自治体における「布類（衣類を除く）」「衣類」の専ら物としての取扱い状況について、「布類（衣類を除く）」「衣類」とともに、専ら物としての取扱いを「明確化していない」が1,242市区町村（71.3%）と最も多く、次いで「繊維の素材に関わらず、専ら物としての取扱いを認めている」が多くなっている。
- 自治体における専ら物の取扱いの判断事例
- ・ 自治体への聞き取りの結果、衣類の専ら物としての取扱いについて、衣類の回収を行う団体による再生ルートの確保状況等を基に判断されているケースが確認されている。
 - ・ 一方、専ら物の判断は個別事例ごとに検討されており、明確な線引きが難しい等の課題意識も確認されている。

3. 東京都（東京都区市町村清掃事業年報、多摩地域ごみ実態調査 令和6年度実績から）

（1）東京都区市町村清掃事業年報から

1 繊維類の回収状況

分別回収 実施している市区町村

- ・ 23区 渋谷区、豊島区、荒川区 3区
- ・ 多摩市市町村 昭島市、清瀬市を除く 28市町村
- ・ 島しょ 実施町村なし

拠点回収 実施している市区町村

- ・ 16区、3市、1町

集団回収 実施している市区町村

- ・ 23区 23全区で実施
- ・ 市町村 日野市、あきる野市を除く 24市で実施
- ・ 島しょ 実施町村なし

2 収集方式、収集形態などの「制度」の調査 省略

3 リサイクル率

	総資源化量 t	リサイクル率 %
23区	635,007	21.3
多摩地域	372,030	35.8
島しょ	1,411	40.7
合計	1,008,448	25.1

□リサイクル率＝（資源ごみ収集・持込量＋処理過程資源化量＋集団回収量＋ピックア

ップ回収量) / (収集量+持込量+集団回収量+ピックアップ回収量)

4 繊維類の資源化量

単位 t

	資源化量	集団回収量	資源化量合計
23 区	2,939	2,798	5,737
多摩地域	15,915	3,025	18,940
島しょ	11	0	11
合計	18,865	5,823	24,688

(2) 多摩地域ごみ実態調査から

1 品目別総資源化量の構成比率



* 紙・布類は紙パックを含む。

2 資源化量 (ごみ資源化量)

●ごみ資源化量は年間 322,319 t 1人1日当たりで 207.8 g

●品目別では紙類・布類・紙パックが 38.0%、エコセメント化 21.1%、鉄・アルミ類が 8.4%、ガラス類が 8.1%

3 資源ごみ

●資源ごみからの資源化量は年間 218,325t 1人1日当たり 140.7 g

●品目別では紙類・布類・紙パックが 56.0%、ガラス類が 11.9%、鉄・アルミ類が 5.1%

○布類の資源量

資源化量 15,918 t (資源ごみの 14.7%、1人当たり 10.2 g)

構成比 10.4% (これは紙類 48.6% (紙パック 0.2%を除く)、ガラス類 11.9%について多い)

4 集団回収

●集団回収量は、年間総量 50,151t 1人1日当たり 32.3g

●紙類・布類・紙パックの3品目で95.2gを占める

○布類の回収量

回収量 3,025 t（紙類 44,475 t、紙パック 262 t）、1人当たり 2.0 g

構成比 6.0%（紙類 88.7%、紙パック 0.5%）

（3）23区と多摩地域の特徴

- ① 23区と多摩地域を比較すると、布類（都の統計では繊維類）の資源化は多摩地域が進んでいる。これは23区がごみの分別収集を実施している区は少なく、多摩地域はほとんどの市町村で実施していることが原因と思われる。
- ② 東京都環境局の統計でも市町村自治調査会の調査でも、布類を種類別に調査した結果は報告されていない（過去に調査したことはあるかもしれない）。環境省の「自治体向け衣類回収ガイドライン」が最終的にどうまとまるかは分からないが、調査方法も変わるようになる可能性が高い。
- ③ もちろん分別収集のあり方等、収集－回収のあり方も課題である。この布類回収の課題を契機に資源回収－資源化全般がよりよい方向に進むことを期待したい。

<参考資料>

■「自治体向け衣類回収ガイドラインに関する検討会」（第1回）

「自治体向け衣類回収ガイドラインに関する検討会」（第1回） | 環境省

■環境省提出資料

- ・ サステナブルファッション及び衣類回収を巡る状況について

<https://www.env.go.jp/content/000416821.pdf>

- ・ 「自治体向け衣類回収ガイドライン（仮称）」骨子案について

<https://www.env.go.jp/content/000416822.pdf>

- ・ 自治体向け衣類回収ガイドライン（仮称）の策定に向けた調査方針について

<https://www.env.go.jp/content/000416823.pdf>

■東京都区市町村清掃事業年報 令和6年度実績

東京都環境局資源循環推進部一般廃棄物対策

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/2026-05-12-120422-452>

■多摩地域ごみ実態調査 2024(令和6)年度（公財）市町村自治調査会

<https://www.tama-100.or.jp/cmsfiles/contents/0000001/1371/gomizittaichousa20256.pdf>